

串間市成年後見制度利用支援事業実施要綱

串間市成年後見制度利用支援事業実地要綱（平成21年串間市告示第29号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、串間市に居住する判断能力が十分でない認知症高齢者、知的障害者及び精神障害者（以下「対象者」という。）の福祉の増進を図るために、民法（明治29年法律第89号）で定める成年後見制度について、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第32条、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第28条及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第51条の1の2の規定に基づいて市長が行う後見、保佐及び補助開始等の審判の請求（以下「審判請求」という。）その他必要な援助について定めることを目的とする。

（要件の判定）

第2条 市長は、対象者の福祉を図るために、特に審判請求を行う必要があると認めることの可否の判定は、次の各号に掲げる事項を総合的に考察して行うものとする。

- (1) 対象者の事理を弁識する能力の程度
- (2) 対象者の親族の存否、当該親族による対象者保護の可能性及び当該親族が審判を行う意思の有無
- (3) 行政等が行う各種施策及びサービスの活用による対象者に対する支援策の効果
- (4) 対象者の生活及び資産、収入の状況

（審判請求の手續）

第3条 審判請求に係る申立書、添付書類及び予納すべき費用その他の手續きは、家庭裁判所の定めるところによる。

（審判請求の費用負担）

第4条 市長は、市長が行う審判請求について、家事審判法（昭和22年法律第152号）第7条において準用する非訟事件手続法（明治31年法律第14号）第26条の規定により、審判請求に係る費用（以下「審判請求費用」という。）を負担する。

（審判請求費用の求償）

第5条 市長は、前条の規定に基づいて負担した審判請求費用について、本人又は関係人が負担すべきであると判断したときは、市が負担した審判請求費用の求償権を得るため、非訟事件手続法第28条の命令に関する職権発動を促す申立を家庭裁判所に対し行うものとする。

（費用の助成）

第6条 市長は、次の各号に掲げる者が審判請求費用及び成年後見人、保佐人、補助人への報酬（以下「当該費用」という。）を負担する資力がないと認められるときは、当該費用を助成することができる。

- (1) 費用の助成を受けなければ、成年後見人制度の利用が困難な者
- (2) 生活保護受給者
- (3) 資産・収入等の状況から、第2号に準じると認められる者

（庶務）

第7条 庶務は、福祉事務所又は医療介護課内において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。